

前金	部分払	
有	一回	

平成29年度営教総第22号

津市立誠之小学校便所改修工事

工事場所	津市 久居西鷹跡町 地内
工 期	平成29年9月12日まで
工事概要	改修（便所改修） 教室棟 鉄筋コンクリート造3階建 延面積1,641㎡ 管理教室棟 鉄筋コンクリート造3階建 延面積2,901㎡ 屋内運動場 鉄筋コンクリート造2階建 延面積1,050㎡ ※上記に係る建築工事等 一式

部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
				設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当 設計者

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事費								
建築		1		式				
電気設備		1		式				
機械設備		1		式				
計								
共通費								
共通仮設費		1		式				
現場管理費		1		式				
一般管理費等		1		式				
計								
工事価格		1		式				
消費税等相当額		1		式				
工事費		1		式				

教室棟					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内装改修	撤去	1	式		
内装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
躯体改修	撤去	1	式		
躯体改修	改修	1	式		
計					
発生材処分		1	式		
計					

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

教室棟		内装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<タイル>						
内装壁タイル張り	エニツタイル 有機系接着張り (タイプ II) Ⅲ類 施ゆう 100mm角 モルタル面	0.4	m ²			
床 汚垂タイル張り	t5以上 端部加工	9.6	m ²			
<金属>						
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし @300	11.4	m ²			
<左官>						
床モルタル塗り	金ごて 塗仕上下地 厚30	0.8	m ²			
床モルタル塗り	木ごて 一般タイル下地 厚37	9.6	m ²			
壁モルタル塗り	金ごて 内装タイル接着張り下地 —	0.4	m ²			
下地調整(床)	厚2.0 タイル面 カチオン系 下地処理共	115	m ²			
<内装>						
トイレブース下部補修	メラミン不燃化粧板張り t3 ホード面 加工共 14.9m ² 程度	1	式			
塗床	厚1.0 エポキシ系	115	m ²			
天井 けい酸 カルシウム板張り	タイプ2(ノンアス)0.8FK 厚 6 突付け	11.4	m ²			
天井廻縁	塩化ビニル製	7.3	m			
計						

[illegible]

津市建設部営繕課

教室棟		躯体改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<地業>						
砂利地業	再生切込砕石	0.1	m ³			
<鉄筋>						
異形棒鋼	SD295A D10	0.1	t			
鉄筋加工組立費	運搬費、スクラップ 控除共	1	式			
あと施工アンカー	D10 横向打	1	式			
<コンクリート>						
土間コンクリート	Fc=21 SL-18	0.1	m ³			
躯体コンクリート	Fc=21+S SL-18	0.2	m ³			
コンクリート打設手間		1	式			
<型枠>						
普通合板型枠	スラブ 復旧部含む	4	m ²			
型枠運搬費		1	式			
計						

津市建設部営繕課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

津市建設部營繕課

津市建設部営繕課

[illegible]

[illegible]

屋内運動場					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内装改修	撤去	1	式		
内装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
躯体改修	撤去	1	式		
躯体改修	改修	1	式		
計					

屋内運動場		建具改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<アルミ製建具>						
AD-2	W2460×H2040 カー工法	1	か所			
運搬、取付		1	式			
<軽量鋼製建具>						
LSD-1	W1100×H2050	1	か所			
運搬、取付		1	式			
<トイレブース>						
TB-11	W3,020+960+960×H1,900	1	か所			
TB-12	W1405×H1900	1	か所			
運搬、取付		1	式			
<ガラス>						
強化ガラス	厚さ5 2.0㎡以下	3.2	㎡			
ガラスとめ(シーリング)	シリコン 1成分形 SR-1	10.9	m			
<その他>						
建具周囲 モルタル充填	内部建具	5.3	m			
衝突防止シール	SUS304 HL φ30	6	枚			
計						

[illegible]

屋内運動場		内装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<タイル>						
内装壁タイル張り	エッジタイル 有機系接着張り (タイプ II) Ⅲ類 施ゆう 100mm角 モルタル面	0.2	m ²			
床タイル張り	一般床タイル張 I類 無ゆう 100mm角 下地モルタル別途	1	m ²			
<左官>						
床モルタル塗り	金ごて 塗仕上下地 厚30	3.3	m ²			
床モルタル塗り	木ごて 一般タイル下地 厚37	1	m ²			
床モルタル塗り	金ごて ビニル系床材下地 厚28	0.3	m ²			
床モルタル塗り	金ごて モルタル仕上げ 厚30	1.1	m ²			
壁モルタル塗り	金ごて 内装タイル接着張り下地	0.2	m ²			
壁モルタル塗り	金ごて 塗仕上下地	0.4	m ²			
下地調整 (床)	厚2.0 タイル面 カチオン系 下地処理共	16.1	m ²			
<金属>						
ステンレスマット	1600×700 ノンスリップ 細目	1	か所			
<内装>						
ビニル床シート	マーブル 厚さ2.0 織布積層ビニル床シートFS 一般床 熱溶接工法	0.3	m ²			
塗床	厚1.0 エポキシ系	16.1	m ²			
計						

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

屋内運動場		躯体改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<地業>						
床下防湿層敷き	ポリエチレンフィルム 厚0.15	2.8	m ²			
<鉄筋>						
異形棒鋼	SD295A D10	0.1	t			
鉄筋加工組立費	運搬費、スクラップ 控除共	1	式			
あと施工アンカー	D10 横向打	1	式			
鉄筋加工組立費	運搬費、スクラップ 控除共	1	式			
あと施工アンカー	D10 横向打	1	式			
<コンクリート>						
土間コンクリート	Fc-21 S-18	0.3	m ³			
コンクリート打設手間		1	式			
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

津市建設部営繕課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

[illegible]

[illegible]

津市建設部営繕課

[illegible]

津市建設部営繕課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

特記仕様書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○○○株式会社 印
--------------------------	---

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

【木材の調達目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【再生砕石（RC-40）の使用についての留意事項】

再生砕石を納入の都度、監督員に納品伝票（写し）を提出すること。

再生砕石の使用にあたっては、監督員に確認を受けた再生砕石以外の再生砕石等が混入しない対策や、施工前に異常（異物の混入、軽いなど）を発見した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。